

長岡市告示第 2 2 8 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 3 条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり
収納事務を委託したので、同条第 2 項及び長岡市財務規則（平成 3 年長岡市規則第 1 5
号）第 6 2 条第 2 項の規定に基づき、告示します。

令和 8 年 4 月 1 日

長岡市長 磯 田 達 伸

1 委託した事務の内容及び委託先

委託事務の内容	委託先
証明書等自動交付事務における証明書等交付 手数料の収納事務	東京都千代田区一番町 2 5 番地 地方公共団体情報システム機構 理事長 椎橋 章夫

2 委託を必要とする理由

証明書等自動交付事務に係る証明書等交付手数料を同事務の委託先において収納させるため

3 委託期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで

4 法第 2 4 3 条の 2 第 1 項の規定による指定をした日

令和 8 年 4 月 1 日